

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

青梅市は、都心から40～60km圏に位置し、東西に17.2km、南北に9km、市域のほぼ中央を多摩川が東流し、川に沿って平坦な扇状地が広がっている。

東部の平地から西部にかけて丘陵地、山地へと様相を変え、緑豊かな山並みと美しい渓谷が市域総面積の約63%を占める。

歴史的には、古くから木材や石灰を運搬する道路として整備された青梅街道沿いに宿場として栄えた青梅宿が西多摩地域の交流の中心であり、青梅駅とその周辺エリアは、青梅市の中心市街地である。

しかし、多摩川と丘陵に挟まれた青梅駅周辺は主要幹線道路も狭隘であるのに対し、中央部から東部地域は、住宅地・商業地・工業地の開発が行われ、人口増加が進んでいる。

青梅市の東部には、2つの工業団地が形成されており、ひとつは、1963年に土地区画整理事業の認定を受け着工し、1966年に完成、分譲を開始した、青梅市と羽村市にまたがる総面積166.2ha、工場用面積57.1haの西東京工業団地である。このうち、青梅市内の団地面積は56.5haあり、所在地は、青梅市末広町1、2丁目、新町8、9丁目にまたがり、圏央道青梅ICから10分、JR東日本青梅線小作駅からおよそ600m、徒歩約10分圏内とアクセスに優れている。

もうひとつは、1978年に分譲を開始した、面積37.7ha、工場用面積37.5haの三ッ原工業団地で、所在地は、青梅市今井3丁目、藤橋3丁目、今寺5丁目の一部にまたがる。三ッ原工業団地の東端には、圏央道青梅ICがあることから首都圏近郊へのアクセスが容易であり、ロジスティクス面で有利である。JR東日本青梅線小作駅からは約2kmと離れてはいるが、駅前から循環バスが運行し、公共交通機関を用いた通勤の利便性も良い。

・人口構造

平成27年国勢調査によると、青梅市の人口構造は年少人口（0～14歳）が15,906人、生産年齢人口（15～64歳）が82,801人、老年人口（65歳以上）が38,660人であり、調査実施ごとに生産年齢人口を比較すると、平成27年調査時は平成22年時から6.9%減、平成17年時からみると13.2%の減となっており、生産年齢人口は減少傾向であることがわかる。

青梅市の人口構造

(単位：人)

		年少人口		生産年齢人口		老年人口	
2015年	構成比	15,906	11%	82,801	60%	38,660	28%
	前回比		-11.6%		-6.9%		+19.9%
2010年	構成比	17,992	12%	88,933	63%	32,250	23%
	前回比		-9.1%		-6.8%		+20.3%
2005年	構成比	19,789	13%	95,425	67%	26,814	18%

・産業構造

平成26年経済センサス基礎調査によると、青梅市の産業構造は卸売業・小売業が1,068社(22.3%)、建設業が573社(12.0%)、製造業が592社(12.4%)であり、この3つの業種で産業構造の約半数を占める。平成22年経済センサス基礎調査と比較すると、これらの産業は全産業における減少と比較しても減少傾向が強いことが分かる。

事業所単位での調査

(単位：社)

		全産業		卸売・小売業		建設業		製造業	
2014年	構成比	4,791	-5.9%	1,068	22.3%	573	12%	592	12.4%
	前回比				-11.6%		-11.7%		-6%
2009年	構成比	5,092		1,208	23.7%	649	12.7%	630	12.4%

・中小企業者の実態

平成24年経済センサス活動調査によると、青梅市の全産業の売上高は792,622百万円であり生活関連サービス業・娯楽業が229,896百万円、医療・福祉が50,772百万円、製造業が244,153百万円であり、3業種で全産業の6割を超える売上高となっている。全産業の付加価値額は219,808百万円であり、生活関連サービス業・娯楽業は5,782百万円、医療・福祉は32,187百万円、製造業は66,427百万円であり、3業種で5割程度の付加価値額を創出している。

また、青梅市内における事業所の従業者数は50,933人であり、製造業が11,302人、生活関連サービス業・娯楽業が2,524人、医療・福祉が10,932人であり、前回の調査と比較すると、全産業で1,788人減、うち製造業は2,320人減、生活関連サービス業・娯楽業は323人減、医療・福祉は2,231人増であり、全産業で見ると、医療・福祉が最も増加しており、製造業が最も減少している。

このことから、市内の生産年齢人口は減少傾向であることが顕著であり、中小企業者は従業員の確保が今後一層困難になることが予想されるため、先端設備等の導入を促すことにより生産性を向上させることが不可欠となっている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより生産性の向上を図り、市内事業者における経済活動の活性化を促進し、更なる経済発展を目指す。これを実現するために、計画期間内で30件の先端設備等導入計画の認定を行う。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉等の多様な業種の活動により経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、導入促進基本計画において定める先端設備等については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、駅周辺、青梅IC周辺、多摩川流域、山間部等、広域に立地している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は青梅市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉等の多様な業種の活動により経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化等、多様である。したがって、労働生産性が年平均3パーセント以上に向上すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 市税等の滞納があるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。